C.8.b.2	dB(W/Hz)で表すアンテナの入力部へ供給される最大電力密度[2] 付録第30A号の地球局の調整又は通告については、この値には電力制御の最大範囲を含むものとする。 C.8.a.2も C.8.b.3.b も提供されない場合は必要である。			+	+	+	+[1]	X	X	X	C.8.b.2	
C.8.b.3	能動検知器について										C.8.b.3	
C.8.b.3.a	dBWで表すアンテナの入力部に供給される尖頭包絡線電力の平均値 C.8.a.1も C.8.b.1 も提供されない場合は、必要である。			+	+	+					C.8.b.3.a	
C.8.b.3.b	dB(W/Hz)で表すアンテナの入力部に供給される電力密度の平均値 C.8.a.2も C.8.b.2 も提供されない場合は必要である。			+	+	+					C.8.b.3.b	
C.8.c	能動型又は受動型のセンサーを除く全ての宇宙アプリケーションについて										C.8.c	
C.8.c.1	dBWで表す各搬送波の型式についてアンテナの入力部に供給される尖頭包絡線電力の最小値 提供されない場合は、その理由をC.8.c.2に基づいて示すこと。			+	+	+	+[1]				C.8.c.1	
C.8.c.2	C.8.c.1が提供されない場合は、尖頭包絡線電力の最小値が欠けていることの理由			+	+	+	+[1]				C.8.c.2	
C.8.c.3	dB(W/Hz)で表す各搬送波の型式についてアンテナの入力部に供給される最小電力密度[2] 提供されない場合は、その理由をC.8.c.4に基づいて示すこと。			+	+	+	+[1]				C.8.c.3	
…												
C.10.d	関連する地球局（特定又は典型でも）										C.10.d	
…												

C.10.d.7	メートルで表すアンテナの直径 付録第30A号以外の場合は、13.75-14GHzの周波数帯で運用される固定衛星業務通信網及び14-14.5GHzの周波数帯で運用される海上移動衛星業務通信網について必要である。				+	+			X		C.10.d.7	
C.10.d.8	同等のアンテナ直径（すなわち、関連する受信地球局アンテナと同じ軸外性能を備えるパラボラアンテナのメートルで表す直径）							X			C.10.d.8	
C.10.d.9	メートル単位で静止円弧（D_{GSO}）に位置合わせしたアンテナ寸法（最新のITU-R勧告S.1855参照） 付録第30号又は第30A号の場合を除く。				0					0	C.10.d.9	

改　表A、表B、表C及び表Dの脚注

1　第9.7A号の規定に基づく調整については不要。

2　1Hz当たりの最大電力密度の計算については、最新版のITU-R勧告SF.675を参照のこと。15GHz未満の搬送波については、電力密度は、最悪の4kHz帯域幅における平均値とする。15GHz以上の搬送波については、電力密度は、最悪の1MHz帯域幅における平均値とする。

改　　付録第５号　第９条の規定に基づき調整を実施する又は合意を要請する主管庁の識別

表5-1　調整のための技術的条件（第９条を参照）

第９条の参照	事例	調整が求められる業務の周波数帯（及び地域）	しきい値／条件	計算方法	備考
第9.7号静止軌道／静止軌道	静止衛星軌道（GSO）を使用する衛星通信網の局（宇宙無線通信業務の局であって、その業務がプランの対象外の周波数帯及び地域のものであること。）は、静止衛星軌道を使用する他の全ての衛星通信網で、いずれかの宇宙無線通信業務	1)　3400-4200 MHz 5725-5850 MHz （第一地域）及び 5850-6725 MHz 7025-7075 MHz	i)　周波数帯域の重複及び、 ii)　固定衛星業務（FSS）の通信網及び関連する宇宙運用機能（第1.23号参照）が、プランどおりの軌道に位置する公称軌道位置の軌道弧の± 8度以内にあるFSSの宇宙局に対して。		主管庁が要求してもよい、しきい値／条件の欄に記載される1)、2)、3)、4)、5)、6)、7)及び8)の周波数帯は、宇宙業務に関して、主管庁は、第9.41号の規定に従って、付録第８号の§2.2.1.2及び§3.2に定める方法により計算されたΔT/Tの値が6％を超えるこ
		2)　10.95-11.2 GHz 11.45-11.7 GHz 11.7-12.2 GHz	i)　周波数帯域の重複及び、 ii)　プランの対象となっていない固定衛星業務（FSS）又は放送衛星業務（BSS）の通		